

IASB が IBOR 改革 プログラムを完了

重要ポイント

- ▶ IASB は 2020 年 8 月 27 日に IBOR 改革プロジェクトのフェーズ 2 に関し IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂を公表した。
- ▶ 本改訂は、IBORs を参照している金融商品がほぼ RFR に移行する際に生じる会計上の問題を取り扱っている。
- ▶ フェーズ 2 の改訂は 2021 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められる。
- ▶ フェーズ 2 の改訂の公表をもって、IBOR 改革による、IASB の IFRS 改訂作業は完了することになる。

はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は 2020 年 8 月 27 日に「金利指標改革—フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正)」を公表した。本稿では、我々は改訂内容を要約するとともに、公開草案(ED)との主な変更点について解説し、我々の見解を述べている。

世界の規制当局が 2018 年に銀行間調達金利(IBORs)を代替指標金利又はリスクフリーレート(RFRs)に置き換える決定をしたことを受けて、IASB は IBOR 改革が財務報告に及ぼす影響に対応するための作業を開始した。

IASB は、本プロジェクトを 2 段階に分けている。

- ▶ フェーズ 1(第 1 段階)では、既存の金利指標を実質的にリスクフリーの代替的金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点を取り扱った。
- ▶ フェーズ 2(第 2 段階)では、既存の金利指標を RFR に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点に着目している。

2019 年 9 月に、IASB は、「金利指標改革:IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂」の公表をもってフェーズ 1 の作業を完了した。フェーズ 2 に関する ED が 2020 年 4 月に公表され、IASB は寄せられたコメントを 6 月及び 7 月の会議で議論した。今回、フェーズ 2 の改訂が最終化され、IASB は IBOR 改革への対応プロジェクトを完了した。

IASB のプロジェクトの背景については IFRS Developments 第 144 号と第 145 号、フェーズ 1 の改訂については IFRS Developments 第 152 号において解説しており、またフェーズ 2 の ED については IFRS Developments 第 165 号で、6 月の会議の議論内容は IFRS Developments 第 172 号で要約している。

これらの刊行物は www.ey.com/ifrs で閲覧可能である。

1. 契約条件の変更に関する実務上の便法

本改訂には、IBOR 改革による契約条件やキャッシュ・フローの変更を、市場金利の変動と同じように、変動金利の変動として扱うことを容認する実務上の便法も含まれる。この実務上の便法を適用するためには、IBOR から RFR への移行が経済的に同等であり、価値の移転が発生していないことが求められる。

実務上の便法を適用する場合、企業は最初に、帳簿価額を修正せずに実効金利(EIR)を更新することによって、IBOR 改革に直接関係する金融商品の条件変更を識別し、会計処理しなければならない。本改訂は、金利改革に起因する条件変更のうち、以下により実務上の便法の適用が限定される条件変更の種類を例示している。

- ▶ 既存の金利の代替的な指標金利への置き換え又は金利指標の計算に用いられる方法の変更による影響
- ▶ 既存の金利指標と代替的な指標金利のベース・スプレッドの差異を補填するための固定スプレッドの追加
- ▶ 金利指標改革を実行するための、リセット期間、リセット日、クーポン支払いの間隔(日数)の変更
- ▶ 上記の変更を行うための金融資産又は負債の契約条件へのフォールバック条項の追加

信用スプレッドや満期日の変更など、同時に行われるその他の条件変更については、それが実質的な変更かどうかを評価する。それらが実質的である場合には、金融商品の認識は中止される。実質的でなければ、更新した EIR を用いて金融商品の帳簿価額を再計算し、条件変更により生じた利得又は損失を純損益として認識する。

実務上の便法は、IFRS 第 4 号「保険契約」の適用企業で、IFRS 第 9 号「金融商品」の免除規定を適用(すなわち IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」を適用)している場合にも求められ、かつ、IFRS 第 16 号「リース」については、IBOR 改革によるリースの条件変更にもその適用が求められる。

2. ヘッジ関係の中止に関する救済措置

ヘッジ指定の修正

本改訂は、IBOR 改革に起因する条件変更の場合には、ヘッジ関係を中止することなく IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に規定されるヘッジ指定及びヘッジ文書を修正することを容認している。容認される修正としては、RFR を参照するためのヘッジ対象リスクの再定義及び RFR を反映するためのヘッジ手段及び(又は)ヘッジ対象の記述の再定義が挙げられる。

ED に寄せられたフィードバックを受けて、IASB は、デリバティブが手仕舞いされ、同等の条件で RFR を参照するデリバティブに置き換えられる場合は、原ヘッジ手段の認識が中止されない限り、ヘッジ指定を更新しなければならないとした。結論の根拠は、置き換えるデリバティブの取引相手と同じで、原デリバティブと経済的に同等になるように置き換えが行われる場合、修正が実質的な条件変更になる可能性は低く、認識の中止が生じることはないであろうと示唆している。原デリバティブが維持され、IBOR と RFR 間のベース・スワップを約定する場合にも本救済措置は適用されるが、ベース・スワップは原デリバティブに個々に紐づけされなければならない。

IAS 第 39 号の改訂で、IBOR 改革に起因する条件変更により、ヘッジ有効性の評価の方法が変更になるとしても、ヘッジ会計が中止になることはない点も明確化されている。

ED へのフィードバックにおいて、RFR の移行日時点でヘッジ指定を修正しなければならないことになり、企業は実務上の困難に直面するとの指摘がなされていた。これを踏まえ、本改訂は、RFR 改革により求められる条件変更が行われる報告期間末までに修正を行うことを許容している。

RFR への移行時の再測定

ED は、ヘッジ指定が RFR を参照するように修正される時点で金融商品に生じる利得及び損失の取扱いに関する提案を含めていた。

ED に寄せられたフィードバックに関する議論の中で、IASB は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の通常のヘッジ非有効性の測定及び認識に関する規定を通じて、移行時点で生じる利得又は損失は適切に処理されると結論付けた。その結果、この点に関する ED の個別的な提案は削除された。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額

本改訂は、ヘッジ対象の記述を修正する場合(または、ヘッジが中止されており、過去に指定されたヘッジ対象項目の契約上のキャッシュ・フローが変更される場合)、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額は RFR を基に算定されているとみなすことができるとしている。これにより、RFR に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期間にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が純損益に認識されることになる。これを実現するために、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける仮想デリバティブは更新されることがある。

IAS 第 39 号に定められるヘッジ有効性の遡及的評価

フェーズ 1 の救済措置は、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方のキャッシュ・フローに関し不確実性がもはや存在しなくなった時点で終了する。

IAS 第 39 号も同じく改訂され、ヘッジ有効性の遡及的評価について、企業はヘッジごとに、遡及的評価に関する例外措置が終了する時点で公正価値の変動累計額をゼロに再設定することを選択できる。ED はすべてのヘッジを再設定しなければならないと提案していたが、フィードバックの中で、非有効性が増大するケースがありうることが強調された。これを受け、本改訂は、企業がヘッジについて個々に救済措置を選択することを認めている。すべてのヘッジ非有効性は引き続き測定され、純損益で認識される。

項目グループのヘッジ

本改訂は、IBOR 改革に直接起因する条件変更によって修正される指定された項目グループに属する項目(マクロ・キャッシュ・フローヘッジ戦略の一部を成す項目など)の救済措置を定めている。この救済措置により、ヘッジ戦略を継続でき、中止する必要がなくなる。ヘッジ対象グループに属する項目は異なる時点で IBOR から RFR に移行するため、その都度、それらをヘッジ対象リスクとして RFR を参照する金融商品のサブ・グループに移行することになる。移行ごとにサブ・グループの仮想デリバティブの更新が必要になる。

複数回の適用及びフェーズ 2 の救済措置の終了

金融商品が RFR に移行するにつれ、ヘッジ関係を複数回にわたって変更する必要が生じる場合がある。フェーズ 2 の救済措置は、IBOR 改革の直接的な結果としてヘッジ関係が修正される場合はその都度適用されることになる。

フェーズ 2 の救済措置は、IBOR 改革で必要となるすべての修正が金融商品及びヘッジ関係に行われた時点で終了する。

3. 独立して識別可能なリスク要素

IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号は、リスク要素(又は指定部分)がヘッジ会計の適格要件を満たすためには「独立して識別可能でなければならない」と定めている。本改訂は、RFR 参照金融商品がリスク要素のヘッジに指定される場合、企業は「独立して識別可能」という要件を満たさなくても良いとする一時的な救済措置を定めている。本救済措置により、RFR リスク要素が向こう 24 カ月以内に「独立して識別可能になる」ことを企業が合理的に見込んでいる場合に、企業はヘッジの指定時点で「独立して識別可能である」という要件は充足されていると仮定することができる。最終改訂において、本救済措置は、金利指標ごとに各 RFR に適用され、企業が契約上特定されていない RFR をリスク要素に最初に指定する時点からその適用が開始するとされた。ED の結論の根拠における「独立して識別可能」が何を意味するかを解釈していると読める部分は、本改訂では削除されている。

この救済措置は、以下のいずれか早い時点で終了する。

- ▶ RFR 要素の当初の指定から 24 カ月が経過した時点
- ▶ 企業が当初の指定から起算して 24 カ月以内にリスク要素が独立して識別可能になることはない合理的に予測した時点

上記のいずれかの時点において、ヘッジは将来に向けて中止される可能性がある。ヘッジ関係の期間全体を通してリスク要素は信頼性をもって測定可能でなければならないとする規定に関しては、救済措置は置かれていない。ヘッジ非有効性部分はすべて通常通り、純損益に認識する。

「RFR リスク要素は独立して識別可能である」に関する救済措置は、IBOR 改革から直接生じる不確実性のみ適用される。不確実性の直接の原因が IBOR 改革によるものではないヘッジ関係には、本救済措置は適用されない。

本改訂を最初に適用する時点で、企業がすでに中止しているリスク要素のヘッジ関係を復活させる場合(下記 5 を参照)、RFR に関する 24 カ月という期間は、企業が本改訂を最初に適用する時点から起算する。

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 006164-20Gbl の翻訳版です。

shinnihon.or.jp

4. 追加的な開示

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は以下を追加している。

- ▶ 企業が IBOR 改革による RFR への移行、その進捗及び金融商品のリスク・エクスポージャーをどのように管理しているかの説明
- ▶ 重要な IBOR 指標金利ごとに分解した、今後 RFR に移行する金融商品に関する定量的情報の開示
- ▶ IBOR 改革により、企業のリスク管理戦略に変更が生じている場合、その変更の説明

ED のフィードバックにおいて、定量的開示は作業上負担になるとの指摘がなされた。したがって本改訂は、企業が開示の基礎を選択することを認めており、これには管理目的の情報も含まれる。

5. 発効日及び経過措置

本改訂は 2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。本改訂は遡及的に適用され、ヘッジ関係が IBOR 改革で必要となった変更のみを理由として中止され、その時点でフェーズ 2 の救済措置が適用可能であったとすれば、ヘッジ関係が中止されることがなかった場合には、企業が初めて本改訂を適用する時点において、ヘッジ関係を復活しなければならない。過年度の修正再表示は求められていない。

ED へのフィードバックの中には、復活が不適切なヘッジがありうるというものもあった。こうした問題を解消するには、本改訂が最初に適用される報告期間の期首時点で、復活させる中止したヘッジ関係は、フェーズ 2 の改訂を考慮した後で、ヘッジ会計の適格要件を満たしていることが必要である。

弊社のコメント

フェーズ 2 の改訂の公表によって、IASB の IBOR 改革への対応は完了することになる。IASB は、2019 年に公表したフェーズ 1 の改訂と合わせて、IBOR 改革の財務報告への影響を実質的に緩和する、IFRS に対する包括的な一連の修正を終えたことになる。

本改訂が最終基準化された今、企業は IBOR から RFR に移行する過程で直面すると想定されるシナリオ及び新しい規定を適用するためのプログラムの、会計処理上の影響の評価を完了しなければならない。本改訂により新しい領域の判断が必要になる場合、企業は適切な会計方針及びガバナンスを確実に整備しなければならない。追加的な開示については、企業は必要な情報を確実に収集し表示できるようにしなければならない。2020 年 12 月末までに本改訂を早期適用することを検討している企業にとっては、時間はほとんど残っていない。